

# すみだ食育 good ネット 会則

## 第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、すみだ食育 good ネットと称し、所在地を理事長宅とする。

(目的)

第2条 本会は、区民、地域団体、事業者（飲食店・食品・保健・福祉・医療等）、NPO、企業、大学、区等の関係者（以下「民・産・学・官等の関係者」という。）による協働のネットワークの構築により、相互の食育の取組を通してつながりを広め、食育に関する情報を共有し、協創の食育活動を推進するとともに「すみだらしい食育文化」が育つまちづくりに寄与することを目的とする。

## 第2章 事業

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 食育活動を推進する民・産・学・官等の関係者のネットワークを推進する事業
- (2) 地域の食育に関する普及啓発事業
- (3) 墨田区及び地域団体並びに関係団体との協働による食育の推進
- (4) 本会の活動に関する広報活動
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

## 第3章 会員

(会員)

第4条 本会の会員の種類及び総会での議決権の扱いは、次のとおりとする。

- (1) 運営会員 墨田区内において食育推進に関わる活動を行う地域団体、事業者、NPO、企業、大学等の関係者をいい、総会での議決権は1団体につき1票を有する。
- (2) 賛助会員 本会の活動に賛同し、かつ、墨田区内において食育推進に関わる活動を行う民・産・学・官等の関係者及び個人をいい、総会での議決権は有しない。
- (3) 後援会員 本会の活動に賛同する団体（法人を含む。）及び個人をいい、総会での議決権は有しない。

(会員資格)

第5条 前条各号に規定する会員の要件を有し、本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、入会金及び会費（以下「会費等」という）を納入したことにより会員となる。

2 会員は、次の事由により、その資格を失う。

- (1) 前条各号に規定する会員の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 本会所定の退会届を提出したとき。
- (3) 第7条の規定により本会を除名されたとき。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 いったん納入された会費等は、いかなる場合も返金しないものとする。

(会員の除名)

第7条 会員が、次の事由に該当する場合には、理事会の議決により除名する。

- (1) 本会則に違反したとき、又は本会の名誉を毀損し、若しくは信用を失わせるような行為があったとき。
- (2) 運営及び営業に係る関係法令並びに公序良俗に反したとき。
- (3) 会費の納入を滞ったとき。

## 第4章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 運営会員理事 6名以内
- (4) 事務局長(会計幹事) 1名
- (5) 事務局次長 1名
- (6) 事務局理事 4名以内  
以上理事 14名以内
- (7) 会計監査 2名

(役員を選任等)

第9条 運営会員理事は総会において、運営会員である団体の構成員の中から選出する。

- 2 理事長については、運営会員理事の中から互選する。
- 3 副理事長については、運営会員理事の中から理事長が指名する。
- 4 事務局理事については、運営会員と賛助会員の中から理事長が選出する。
- 5 事務局長については、理事の中から理事会が選出する。
- 6 事務局次長については、理事の中から事務局長が指名する。
- 7 会計監査の任免は理事会の推薦により理事長が行う。
- 8 前各項に規定する役員を選出又は指名については、総会において承認を受けるものとする。

(役員職務)

第10条 役員は、次の会務を行う。

- (1) 理事長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、会務を分担する。また、理事長に事故あるときは、副理事長がその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の庶務及び会計全般を司る。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し、会務を分担する。また、事務局長に事故あるときは、事務局次長がその職務を代行する。
- (5) 会計監査は、本会の財務状況及び会計執行状況を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。
- (2) 役員は、任期終了後又は退任後といえども後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

(顧問)

第12条 理事会の議決において必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の要請に応じて助言することができる。

## 第5章 機関

(機関の種類)

第13条 本会の機関は、総会並びに理事会及び事務局とする。また、総会及び理事会は、理事長が招集し、議長を指名する。事務局は、事務局長が統括する。

(総会)

第14条 総会は、本会における最高意思決定機関である。

2 通常総会は、年1回開催する。ただし、理事長が必要と認めたとき、又は運営会員の半数以上の要請があった場合には、臨時総会を開催する。

3 総会では、役員、予算・決算、会則その他の事項を審議し、及び議決する。

4 総会は、運営会員の半数以上の出席によって成立し、議事は、出席した運営会員の過半数で議決する。

(理事会)

第15条 理事会は、理事をもって構成し、理事長が必要と認めたときに招集する。

2 理事会は、理事の半数以上の出席によって成立し、議事は、出席した理事の過半数で議決する。

3 理事会は、総会で議決された事項を審議するとともに、総会に対する事項を議決する。

(事務局)

第16条 事務局は、事務局長、事務局次長並びに事業部長及び副部長をもって構成する。

2 事務局は、総会及び理事会の審議にもとづく事項及び議決にもとづく事項を執行する。

## 第6章 会計

(事業年度)

第17条 事業年度は、毎年4月1日から翌3月31日までとする。

## 第7章 運営

(組織及び運営)

第18条 事業の組織及び運営に関し必要な事項は理事会が別に定めることができる。ただし、事業部の新設、統合、廃止は総会の議決を経る。

(事業部長、副部長の任免)

第19条 事業部長及び副部長の任免は、理事会の推薦により理事長が行う。

2 事業部長及び副部長の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により就任した事業部長及び副部長の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

附則

1 この会則は、この会則の成立の日から施行する。

2 この団体の設立当初の役員は、次のとおりとする

世話人代表 中島マサ

世話人副代表 木口圭子

世話人 中島マサ、古井和美、木口圭子、吉田修  
市野澤利明、未定英紀、黒川亜紀子、友成真一  
事務局長（会計幹事） 古井和美  
事務局次長 市野澤利明  
会計監査 緑川賀寿子、高橋しん

- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、この団体の成立の日から平成23年5月31日までとする。
- 4 この団体の設立当初の事業年度は、第17条の規定にかかわらず、この団体の成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 5 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。
- 6 この団体の設立当初の入会金及び会費は、第6条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金	500円
運営会員	団体：8,000円（月額500円：12か月分、運営費2,000円、）
賛助会員	団体：6,000円（月額500円：12か月分） 個人：3,000円（月額250円：12か月分）
後援会員	団体：1口 5,000円（1口以上） 個人：1口 1,000円（1口以上）
- 7 この会則は、平成22年4月14日から施行する。
- 8 この会則は、平成22年8月17日から施行する。
- 9 この会則は、平成23年5月17日から施行する。
- 10 この会則は、平成24年5月10日から施行する。